## 令和7年台風第15号等に伴う災害に係る災害救助法の適用について

# (第1報~第2報)

この度の令和7年台風15号等に伴う災害により、生命または身体に危害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以 下の特別なお取扱いをいたします。

#### 1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、 保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

#### 2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

適用日

### 3. 災害救助法適用地域及び適用日について

【静岡県】	
静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市	9月5日
藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市	9月5日
榛原郡吉田町	9月5日

#### 【お問合せ先】

適用地域

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)